

共同企業体の代表組員が破産した際に破産財団に組み入れられた共同企業体の請負代金の帰趨

【文献種別】 判決／福岡高等裁判所那覇支部
【裁判年月日】 平成28年7月7日
【事件番号】 平成27年（ネ）第123号
【事件名】 請負代金返還請求控訴事件
【裁判結果】 原判決変更・一部認容（上告受理）
【参照法令】 破産法148条1項5号
【掲載誌】 判時2331号49頁

LEX/DB 文献番号 25546141

事実の概要

AとBを構成組員とする共同企業体Xは、C市から建物建築工事を請け負ったが、その後、Aの代表者は破産申立書の作成をD司法書士に依頼すると共に、相殺をおそれXの代表として本来の振込先銀行ではなくF信用金庫のX名義の預金口座に振込先を変更したうえで、Cから請負代金が同口座に振り込まれた。Aの代表者はこれをさらにDの預金口座（口座①。別事件の預かり金もあり）に振り込んだが、Dは振込金の一部をAの債権者に弁済した後、他と区別するため別の口座（口座②）に移管した。

そのうえでAは破産裁判所（以下「裁判所」）に破産手続開始の申立てをした。申立時にAは裁判所に対しDの預かり金中にXに帰属する保管金があることを説明したが、Dは担当書記官の指示により保管金を裁判所に予納した。裁判所はAについて破産手続開始決定をなすと同時にYが破産管財人に選任された。

Aの破産によりBのみとなったXは、裁判所に対し、Yを被告とし、主的に金銭の所有権に基づく取戻権の行使として、予備的にAとD間の委任契約を前提とする財団債権としての不当利得として、返還を請求した。

原審は、請負代金は順次各口座に振り込まれ、その後予納されたものであり、金銭として占有が移転しているわけではなく所有権を觀念すること

はできないとし、Xの主目的請求を退けると共に、遅くともDの口座①に振り込まれた時点でXはD又はAに対する不当利得返還請求権を有することになったのであり、同請求権は破産手続開始前から生じていたものであるから、財団債権とは認められないとして予備的請求も退けた。

（なお、解説の都合上、原審におけるその他の主張及び控訴審における追加主張については省略する。）

判決の要旨**1 主目的請求について**

原審同様に、「金銭は、特別の事情がある場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有者は、特段の事情のない限り、その占有者と一致すると解すべきであり、「価値の帰属者が金銭の所有者とみるべきものである」とし、Xの所有とは認められないとしてXの主目的請求を退けた。

2 予備的請求について

「Xの代表者Aの代表取締役であった（者）は、D司法書士との間で、同人においてXの請負代金の保全を目的として、これを保管し管理する旨合意して、請負代金を預託しており」、「D司法書士は（準）委任の趣旨に沿ってこれを管理し、委任終了時に残金を返還する義務を負い、Xは、（準）

委任契約上の預託金返還請求権を有するに至ったものと解される」とし、さらに、「裁判所は、Xに帰属する金銭である可能性を認識しながら、その時点では破産会社に帰属する金銭である可能性も否定できないから、とりあえず散逸防止のため予納させたものと推認できる」のであり、「請負代金がXに帰属すべき金銭である以上、裁判所にそれを取得すべき法律上の原因は存しない。」

「裁判所が、本件請負代金をYに支給し、Yがこれを財団組入したことは、単に第三者であるXに帰属する財産を事実上破産財団としてYの管理下においたものであるから、Xは、Yに対してこの時点で直接に不当利得返還請求権を取得したというべきである。そして、Yは財団組入時においては悪意であったと認められる。」として、Xの予備的請求を認容し、原審判決を変更した。

判例の解説

本件事件は、本来、共同企業体¹⁾に弁済された請負代金を構成員であるA及びBで分配すべきところ、構成員の代表であったAが破産手続開始申立てした際に、裁判所に予納され破産管財人に保管金として支給されてしまったという事案である。

一 金銭の所有権について

金銭の所有権については、原審及び控訴審も同様の判断を示しているとおり、金銭は動産ではありながら極めて特殊なものであり、一部の例外(たとえば記念硬貨や古銭など)を除き、物としての個性を持たず、もっぱら価値そのものとして把握されており、占有とともに当然に所有権も移転すること、その結果、民法178条(對抗要件)及び同192条(即時取得)の規定の適用の余地がないことについてはすでに確立された理論であり(最二小判昭39・1・24判時365号26頁)、疑問の余地はない²⁾。

二 不当利得返還請求権の性質

1 原審と控訴審の判断の相違点

本来、Xに帰属すべきであった金銭が、Dの預金口座を経由して、裁判所に予納された後に裁判

所から保管金としてYに支給されたものであるが、原審は、遅くともDの預金口座に振り込まれ、管理を委ねた時点で、金銭としての請負代金は失われ、XはD又はAに対し不当利得返還請求権を有していたと判断した。

これに対し、控訴審は、Dの預金口座に振り込まれた時点で、(準)委任契約に基づき委任終了時に返還すべき義務が発生しており、Xは委任契約上の預託金返還請求権を有していたとしながら、その後、裁判所へ予納され、さらにYへ保管金として支給され、結果として財団に組み入れられているが、その間に法律上の原因を認めることはできないことから、Yに交付された時点で、XはYに対し「直接に」不当利得返還請求権を取得したものであると判断した。

つまり、原審と控訴審では、不当利得返還請求権の発生時期に対する理解(「破産手続開始前に生じた債権」なのか「破産手続開始後に生じた債権」なのか)が異なる。

原審では、破産手続開始前に不当利得返還請求権が発生している以上、同請求権は財団債権ではなくあくまでも破産債権であるという結論になるのであり、控訴審では、不当利得返還請求権は破産手続開始後に生じた債権ということになり、破産法148条1項5号に該当し財団債権となるという結論が導き出されることになる。

2 破産法148条1項5号について

破産法148条1項5号は、破産手続開始後に破産財団が事務管理又は不当利得により利益を得た場合には、その利益を償還又は返還するのが公平に資するという考え方に基づくものである。

なお、旧破産法にも同様の規定があったが、解釈上の疑義を生じないように、現破産法の改正時点で「破産手続開始後に」生じた請求権という言葉が明示された。

具体例としては、①破産管財人が取戻権の目的となる株式を保管中に同株式について受けとった配当金及び株式につき割り当てられた新株(最判昭43・12・12判タ232号109頁)、②敷金返還請求権に質権が設定されていた賃貸借契約において賃借人たる破産管財人が合意解約するに際して破産財団が負担する未払賃料を敷金に充当する旨の

合意によって敷金返還請求権が消滅し、質権者が優先弁済を受けられなくなった場合における破産財団の利得（最判平 18・12・21 判時 1961 号 53 頁）、また③破産管財人が別除除者のために供託され別除権の目的となった供託金を受領し破産財団に組み入れた場合に別除権者が供託金相当額の返還を請求する権利（札幌高決昭 43・4・11 判時 518 号 58 頁）、④破産会社が譲渡担保の目的とした売掛債権の支払のために債務者から受領した約束手形を破産管財人が譲渡担保権者に譲渡せずに自ら取り立てた回収金（東京高判平 20・9・11 金法 1877 号 37 頁）等がこれに該当するとされている³⁾。

そのほかに、⑤生命保険金受取人の地位を譲り受けた破産会社の破産管財人が保険金を受領した後に譲渡会社が利益相反取引に該当し地位の譲渡は無効であると主張し、不当利得として財団債権性が問題となった事例（東京地判平 25・4・15 判タ 1393 号 360 頁）がある。

ちなみに供託金の裁判例③は、穀物商品取引所の会員である破産会社が、債権者会社から委託を受けて取引を行っていたところ、債権者会社は破産会社が従前取引所に預託していた仲買保証金及び会員信託金に対し特別先取特権を有していることから、破産申立前にこれを仮差押えし、取引所が供託したことから債権者会社が別除権者として供託金から弁済を受けるべきところ、破産手続開始後、破産管財人が供託金を受領し破産財団に組み入れてしまった事案であり、不当利得を前提に財団債権に当たると判断されたものである。

3 控訴審判決の相当性

実務上、特に破産管財人の立場において当該債権が財団債権として取り扱われるのか、破産債権に該当するのかについては、一義的に区別できない事案も稀ではなく、本件事案の場合、破産管財人である Y は財団債権該当性を否定し争い、原審も前記のとおり破産手続開始前の債権であるとして財団債権とは認めなかったのであるが、同判断が明らかに誤りであったとは断定できないところである。

しかしながら、本件事案の場合、あくまでも A ではなく X 名義の預金口座に C から請負代金が振り込まれた後、A の銀行口座等を経ることなく、

散逸を防止する目的で D の銀行口座に振り込まれ、その後、裁判所を経て Y に支給され破産財団に組み込まれたものであり、関与した司法書士も、裁判所及び破産管財人も、事務的に処理したのみであって、特に法律上の原因を有する立場にはない。

つまり X に対する請負代金は一度も A に交付されたことはなく、したがって A の財産と混同することもなかった点に特徴がある。

この点を重視すれば、X 名義の預金口座に振り込まれた請負代金が、そのまま Y に支給され破産財団を構成することになってしまったと評価すべきであり、控訴審の判断はまさに同様の理解に基づくものであると考える。その意味で控訴審の判断は相当なものとする。

ちなみに本件事案は、前記の具体例のうち、③の別除権者のための供託金の例に類似していると評価できるのではないだろうか。

いずれにせよ、本件事案は、裁判所が事情を知りながら予納金として受領するという形で関与しているという特異な案件ではあるものの、不当利得等に関する財団債権についての裁判例がさほど多くない状況において、参考事例として意味はあると思われ、最高裁判所の判断等には注目したい。

●—注

- 1) 共同企業体 (JV。ジョイント・ベンチャー) とは、公共工事等の建設工事において複数の企業が共同して受注し工事を施工する形態であり、その法的性格は民法上の組合とされている (最判昭 45・11・11 民集 24 卷 12 号 1854 頁、最判平 10・4・14 民集 52 卷 3 号 813 頁)。
- 2) 佐久間毅『民法の基礎 2 物権』(有斐閣、2006 年)130 頁、144 頁。河上正二『物権法講義』(日本評論社、2012 年)148 頁、166 頁など。
- 3) 竹下守夫ほか編『大コンメンタール破産法』(青林書院、2007 年)582 頁 [上原敏夫]、全国倒産弁護士ネットワーク編『注釈破産法下』(きんざい、2015 年)35 頁 [籠池信宏]、伊藤真ほか『条解破産法 [第 2 版]』(弘文堂、2014 年)1007 頁。

弁護士 須藤 力